



平成 28 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 森 組
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 裕司
(コード番号 1853 東証第二部)
問 合 せ 先 常務執行役員 経営企画副統括
(総務人事部担当)
上山 悦也
(TEL. 06-6201-2763)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成 26 年 11 月 25 日付「訴訟（反訴）の提起がなされたことに関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社とリスト株式会社（以下「リスト」という。）との間で訴訟が継続しておりましたが、平成 28 年 3 月 16 日付で、裁判上の和解が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟から和解に至るまでの経緯

当社は、リストに対し、リストより受注した分譲マンション（以下「本件建物」という。）建築工事の建物引渡時金 889,350,000 円の支払いを求めて、平成 25 年 1 月 9 日付で東京地方裁判所に請負代金支払請求訴訟を提起しました。一方、リストは、当社に対し、本件建物の引渡しを求めて、平成 25 年 1 月 11 日付で横浜地方裁判所に建物引渡等請求訴訟を提起しました。

両訴訟は、本件建物瑕疵の有無が共通の争点であることから、平成 25 年 2 月 21 日付で東京地方裁判所において併合して審理することに決定されました。

さらにリストは、当社に対し、平成 25 年 3 月 6 日付で東京地方裁判所に不動産引渡断行仮処分命令申立訴訟を提起しましたが、リストが残請負代金のうち金 689,350,000 円を支払うとともに、預託金 161,025,000 円に当社の質権を設定し、当社は本件建物をリストに引き渡すことで和解しました。

これに伴いリストは、建物引渡等請求訴訟を取り下げ、当社は、請負代金支払請求訴訟の請求額を未受領額等に減縮して引き続き係争中でしたが、リストより本件建物に瑕疵（建物壁内の下地材に発生したカビ）があるとして、補修費等金 750,094,252 円の損害賠償請求の反訴の提起がなされておりました。

今般、東京地方裁判所より和解の勧告があったことを受け、その内容について慎重に検討を重ね、本訴訟提起から 3 年が経過していることを踏まえ、さらに本訴訟が長期化した場合の訴訟費用の負担および不確実性等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件の解決を図ることが最も合理的であると判断いたしました。

2. 和解の相手方の概要

- (1) 名称 リスト株式会社
- (2) 所在地 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 北見 尚之

3. 和解の内容

森組が本訴請求を放棄し、リストが反訴請求を放棄することを内容としております。

4. 今後の見通し

本和解に伴い、平成28年3月期において161,025,000円を損失計上いたします。上記係争に係る費用を含めた平成28年3月期業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

以上